



金 沢 市 公 報

号外第9号の4

平成27年(2015年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (") 9
●規 則		○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 11
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課) 1		○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 12
○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 2		○職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 14
○金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (職員課) 3		○金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (") 14
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 3		○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 14
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 5		

規 則

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

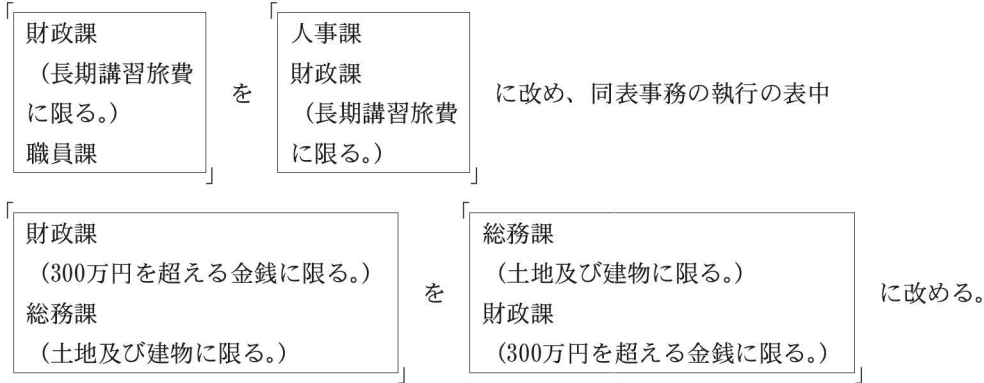
金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表中

2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免	○ (要綱で設置されたものに限る。)					職員課 (職員を含む場合に限る。)	を
-------------------------	-----------------------	--	--	--	--	----------------------	---

2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免						人事課 (職員を含む場合に限る。) 行政経営課 市民協働推進課	に、
-------------------------	--	--	--	--	--	--	----

「職員課」を「人事課」に、「財政課職員課」を「人事課財政課」に、



別表第2第3項の表中「職員課」を「人事課」に改め、同表第7項の表こども福祉課の項中「こども福祉課」を「こども政策推進課」に、「一時保育」を「一時預かり」に改め、同表第8項の表健康総務課の項中「健康総務課」を「健康政策課」に、

8	特定疾患治療費の助成に係る受給者の認定				○		を
9	医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定				○		
8	医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定				○		に

改め、同第8項の表の摘要中「健康総務課」を「健康政策課」に、「第9号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号の2ソの次に次のように加える。

ソの2 法第17条第4項において準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の製造を管理する者が薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関する事。第2条第17号の2ト中「に係る」を「が店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することの」に改め、同号ニの次に次のように加える。

ニの2 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可に関する事。

ニの3 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関する事。

ニの4 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者が営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関する事。

ニの5 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この号において同じ。）の販売業又は貸与業の届出の受理に関する事。

ニの6 法第40条第1項において準用する法第10条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の廃止、休止若しくは再開又は高度管理医療機器等営業所管理者等の変更の届出の受理に関する事。

ニの7 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定による管理医療機器の販売業及び貸与業の廃止、休止若しくは再開又は高度管理医療機器等営業所管理者等の変更の届出の受理に関する事。

ニの8 法第68条の11の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの報告の受理に関する事。

第2条第17号の2ネ中「又は店舗販売業者」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の

販売業者若しくは貸与業者」に改め、同号ノ中「、医薬品」を「、高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は貸与業者、医薬品、高度管理医療機器等又は管理医療機器」に改め、同号ハ及びヒ中「又は店舗販売業」を「、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業」に改め、同号ホ、ミ及びム中「又は店舗販売業者」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」に改め、同号ムの次に次のように加える。

ムの2 法第72条の5第1項の規定による法第68条の規定に違反した者に対する行為の中止等の措置命令に関すること。

ムの3 法第72条の5第2項の規定による特定電気通信役務提供者に対する措置の要請に関すること。

第2条第17号の2メ及びヨ中「又は店舗販売業者」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者」に改め、同号ラ中「又は店舗販売業者」を「、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは貸与業者」に改め、同号リを削り、同号ルを同号リとし、同条第17号の2の3ナからハまで中「店舗販売業」の次に「又は高度管理医療機器等若しくは貸与業」を加え、同号ヒを削り、同条第17号の2の5中「、医薬品」を「、高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は貸与業者、医薬品、高度管理医療機器等又は管理医療機器」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則（昭和28年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「課長補佐 グループ長」を「課長補佐」に、「担当事務局長補佐」を「担当事務局長補佐係長」に改め、同項第3号中「主査 管理主任」を「主査」に改め、同条第2項中「管理主任及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第10条中「職員課長」を「人事課長」に改める。

第13条の2第1項中「第19条の2第2項」を「第19条の2第3項第1号」に改め、同項第2号ア中「12,000円」を「6,000円」に改め、同条第2項中「第19条の2第2項ただし書」を「第19条の2第3項第1号」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える

3 条例第19条の2第3項第2号の市長が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第10条の2第1項に規定する職を占める職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る別表第2の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 5種 3,000円

(2) 条例第10条の2第1項に規定する職を占める職員のうち、市立工業高等学校の職員 次に掲げる当該職員の占

める職に応じ、それぞれ次に定める額

ア 市立工業高等学校長 3,000円

イ 市立工業高等学校副校長及び教頭 2,000円

- 4 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした条例第10条の2第1項に規定する職を占める職員には、その引き続き勤務に係る条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第19条の5第1号中「100分の165」を「100分の150」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の70」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 6 平成30年3月31日までの間における第5条の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「100分の20」とあるのは、「100分の18」とする。

- 7 職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号）附則第7条の規定により読み替えられた条例第12条の3の市長が定める割合は、100分の15とする。

別表第2市長の事務部局の項中「卸売市場長」を「卸売市場長 公設花き地方卸売市場事務局長」に、「収納推進室長」を「交流拠点都市推進室長 調査統計室長 庁舎等周辺整備室長 公共施設マネジメント推進室長 収納推進室長 金沢営業戦略室長」に、「公設花き地方卸売市場事務局長 近江町交流プラザ館長 生活衛生室長 子育て支援制度準備室長」を「近江町交流プラザ館長」に、「食肉衛生検査所長」を「食肉衛生検査所長 温暖化対策室長」に、「交流拠点都市推進室長 調査統計室長 用水・惣構掘保全室長 検査員室長」を「検査員室長 町家保全活用室長」に、「金沢営業戦略室長 市民センター所長 食品安全対策室長 温暖化対策室長」を「市民センター所長 生活衛生室長 地域包括ケア推進室長 在宅医療支援室長 戸室新保理立場長」に、「環境エネルギーセンター所長」を「環境エネルギーセンター所長 設計技術管理室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「市立工業高等学校事務局長 市民交流施設整備室長 中央公民館長」を「市立工業高等学校事務局長」に、「生徒指導支援室長」を「生徒指導支援室長 市民交流施設整備室長 中央公民館長」に改め、同表監査委員の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	事務局長	2種
	事務局次長	3種
	事務局担当次長	5種

別表第2農業委員会の事務部局の項中「3種」を「2種」に改める。

別表第3の3犀川小学校の項、東浅川小学校の項及び犀生中学校の項からキゴ山天体観察センターの項までを削る。

別表第4中	「	4,900	を	「	4,900	7,100	に、
		4,900			4,900	7,100	
		4,900			4,900	7,100	
		5,000			5,000	7,100	
		5,000			5,000	7,100	
		5,000			5,000	7,100	
		5,000			5,000	7,100	
		5,100			5,100	7,100	

6,600	を	6,600	7,300	に改める。
6,600		6,600	7,300	
6,600		6,600	7,300	
6,700		6,700	7,300	
6,700		6,700	7,300	
6,700		6,700	7,300	
6,700		6,700	7,300	
6,800		6,800	7,300	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中	を	33	に、	34	を	69	に、	68
		34		34		69		68
		34		35		69		69
		34		35		70		69
		35		36		70		69
		35		36		70		69
		35		37		71		69
		36		38		71		70
		36		39		71		70
		36		40		72		70
		37		41		73		71
		37		41		74		72
		38		42		75		73
		38		42		76		74
		39		43		77		75
		39		43				
		40		44				
		40		44				
		41		45				

28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31
31

に、

14
14
14
14
15
15
15
15
16
16
16
16
17

を

13
14
14
14
14
14
15
15
15
15
15
16
16
16

に改め、同表イの表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に、

90
90
91
91
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95

を

89
89
89
90
90
90
90
90
90
91
91
91
91
91
91
92
92
92
92
92
92
92
93
93
94
94
95

に、

70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75

を

69
70
70
70
70
71
71
71
72
72
72
72
72
73
73
73
73
74
74
74
74
75
75
75

に、

26
27
28
29
30
31
32
33
33
34
34
35

を

25
26
26
27
27
27
28
28
29
29
30
30
31

に改め、同表エの表中

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

を

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

に、

45

を

44

に、

26
26
26
26
27
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
31

を

25
25
25
26
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
28
28
28

に、

15
15
15
16
16
16
17

を

14
15
15
15
15
16
16

に改め、同表オの表中

42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
44
44
44
44
44
44
45
45
45

を

41
41
41
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
44
44
44

に、

37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
39
39
39

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
54
54
55

を

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59

に、

73
73
73
73
73
73
73
73
73
73

を

72
72
72
72
72
72
72
72
72
72

に、

34
34
34
34
34
34
35
35
35
35
35
35
35
35
36
36
36

33
33
33
34
34
34
34
34
34
34
35
35
35
35
35
35
35

を に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 条例第10条の3第1項第3号に規定する職は、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とすると市長が認めるものとする。

第3条を次のように改める。

（職員の範囲）

第3条 条例第10条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で市長の定めるものを卒業した者にあつては、市長の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの
- (2) 前条第2項に規定する職に採用された職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が経過期間内に行われたもの
- (3) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）

第4条に次の1号を加える。

- (3) 新たに第2条第3項に規定する職を占めることとなった職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの第5条及び第6条第1項中「35年」の次に「(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては、15年)」を加える。

第7条中「35年」の次に「(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては、15年)」を加え、「同項」を「前条第1項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条関係)

期間の区分	職員の区分		
	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	円
1年未満	307,000	50,300	30,000
1年以上2年未満	307,000	50,300	30,000
2年以上3年未満	307,000	50,300	30,000
3年以上4年未満	307,000	50,300	30,000
4年以上5年未満	307,000	50,300	30,000
5年以上6年未満	307,000	50,300	28,000
6年以上7年未満	307,000	48,500	26,000
7年以上8年未満	307,000	46,700	24,000
8年以上9年未満	307,000	44,900	22,000
9年以上10年未満	307,000	43,100	20,000
10年以上11年未満	307,000	41,300	17,000
11年以上12年未満	307,000	39,500	14,000
12年以上13年未満	307,000	37,700	11,000
13年以上14年未満	307,000	35,900	8,000
14年以上15年未満	307,000	34,500	5,000
15年以上16年未満	307,000	33,100	
16年以上17年未満	303,700	31,700	
17年以上18年未満	300,400	30,300	
18年以上19年未満	297,100	28,900	
19年以上20年未満	293,800	27,500	
20年以上21年未満	290,500	26,100	
21年以上22年未満	276,700	25,500	
22年以上23年未満	262,700	24,900	
23年以上24年未満	249,200	23,900	
24年以上25年未満	235,300	23,300	
25年以上26年未満	221,600	22,700	
26年以上27年未満	204,000	22,100	
27年以上28年未満	186,900	21,500	
28年以上29年未満	169,600	20,700	
29年以上30年未満	152,000	20,400	
30年以上31年未満	134,000	20,000	
31年以上32年未満	115,700	19,400	
32年以上33年未満	97,800	18,500	
33年以上34年未満	71,800	17,600	
34年以上35年未満	47,500	16,900	

別表の備考第2項中「いう」を「、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第5条中第7号を第9号とし、第6号を削り、第5号を第7号とし、同号の次に次のように加える。

(8) 第3号から前号までの規定中「勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員、国家公務員若しくはその業務が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人（金沢市職員退職手当支給条例第5条の4第1項に規定する地方公社、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人その他市長がこれらに準ずる法人であると認めるものに限る。）に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けること又は事由発生に伴い」と、「異動又は勤務箇所の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第5条中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人（金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）第5条の4第1項に規定する地方公社、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他市長がこれらに準ずる法人であると認めるものに限る。）に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該適用の直前の住居から適用発生の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰したこと。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

2 職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号）附則第7条の規定により読み替えられた条例第13条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で市長が定める額は、26,000円とする。

別記様式中「職員課長」を「人事課長」に、「主査」を「課員」に、「係」を「担当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（住居手当に関する規則の一部改正）

2 住居手当に関する規則（昭和49年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第4条中「該当する職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1

項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、「同条第2号」を「同規則第5条第4号」に改める。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表保育所に勤務する保育士で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したものの項を削る。

第4条中「職員課長」を「人事課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第4項第1号中「第55条の2ただし書」を「第55条の2第1項ただし書」に、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「又は法人」を「、法人」に改め、「従事するためのものの期間」の次に「、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業の期間、法人の就業規則等に定められている休業で地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業に相当するものの期間、同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業の期間、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業の期間又は法人の就業規則等に定められている休業で地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業に相当するものの期間」を加え、同項第3号中「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の6第3項中「グループ長」を「係長」に改める。

第57条第1項第2号中「金沢市民サッカー場」の次に「、ジュニアスポーツコート」を、「閲覧に限る。）」の次に「、第23号、第24号」を加え、同項第3号中「、第23号、第24号」を削る。

第74条中「職員課長」を「人事課長」に改める。

別表第1甲表中

健康総務課	健康総務課
	長

 を

健康政策課	健康政策課
	長

 に、

こども福祉課	こども福祉課長	保育所の入所に係る徴収金及び延長保育その他の特別保育に係る実費の収入に関する事務	を
こども政策推進課	こども政策推進課長	保育所の保育に係る徴収金及び延長保育その他の特別保育に係る実費の収入に関する事務	に、

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表乙表中「グループ長」を「係長」に改める。

別表第4中「こども福祉課長」を「こども政策推進課長」に、「健康総務課長」を「健康政策課長」に改める。様式第23号を次のように改める。

様式第23号(第47条、第48条、第49条、第114条関係)

了

(表)

納入者住所・氏名		年度 保育料納入通知書	
保育所名		月分～ 月分	
整理番号		あなたへの保育料を下記のとおり決定したので示された納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。	
保育所名		年 月 日	
整理番号		金沢市長 印	
保育所名		階層区分	月額保育料
整理番号			

(真)

説

明

この欄には、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

(表)

<p>年度 月分 金沢市保育料領収済通知書</p>	<p>年度 月分 金沢市保育料納付書(控)</p>	<p>年度 月分 領収証書 金沢市保育料</p>																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>保育料額</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>年度</td> <td>年度分</td> <td>整理番号</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>帳票</td> <td>月別</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	保育料額	納付区分	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	業務	年度	年度分	整理番号	種類	帳票	月別	納期限		事業所			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納付者氏名</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>年度分</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>保育料額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	納付者氏名	年度	年度分	氏名	保育料額			延滞金			合計			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>年度分</td> <td>月別</td> </tr> <tr> <td>保育料額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度	年度分	月別	保育料額			延滞金			合計			整理番号			納期限		
加入者名	口座番号	保育料額	納付区分																																																				
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																				
業務	年度	年度分	整理番号																																																				
種類	帳票	月別	納期限																																																				
	事業所																																																						
加入者名	口座番号	納付者氏名																																																					
年度	年度分	氏名																																																					
保育料額																																																							
延滞金																																																							
合計																																																							
年度	年度分	月別																																																					
保育料額																																																							
延滞金																																																							
合計																																																							
整理番号																																																							
納期限																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>保育料額</td> <td>納付書番号</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>納付義務者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	保育料額	納付書番号	領収日付印	延滞金	納付義務者氏名		合計			<p>上記の金額を領収したので通知します。 (宛先) 金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p>																																													
保育料額	納付書番号	領収日付印																																																					
延滞金	納付義務者氏名																																																						
合計																																																							
<p>この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>			<p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>																																																				

(真)

<p>(※) 金沢市指定金融機関等とは、 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関 をいいます。</p>		
--	--	--

備考 1 この様式による納入通知書は、表紙並びに各月分の領収証書及び領収済通知書をつづるものとする。
2 納入通知書は、4月(4月分)から8月分までの5箇月分)及び9月(9月分)から3月分までの7箇月分)の2回に分けて発行するものとする。

様式第41号の4中

「職 担
員 当
課 者」

を

「人 事
課 担
当 者」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1甲表の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）は、同年5月29日から施行する。
- 2 改正後の様式第23号の規定は、平成27年4月分からの保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

平成27年(2015年)3月31日 印刷
平成27年(2015年)3月31日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄